



高等教育小委員会規約

平成 28 年 9 月 29 日 第 3 回理事会承認

第 1 条 本規約は、教育委員会規程（0701）第 2 条を円滑に遂行するために、同第 4 条に基づき設置される高等教育小委員会（以下、「小委員会」という）の組織・運営を定めることを目的とする。

（任務）

第 2 条 小委員会は、小委員会は、次の各号に掲げる事項について審議および連絡調整することを任務とする。

- （1）大学・大学院ならびに高等専門学校における原子力教育に関する調査・検討および支援
- （2）原子力学会内における高等教育にかかる組織との連携
- （3）調査・検討結果の公表
- （4）その他、高等教育機関における原子力の理解向上・促進に係る事項

（組織）

第 3 条 小委員会は、委員長、副委員長、幹事および委員をもって組織する。

2 委員長、副委員長、幹事および委員は、次に掲げるものに教育委員会委員長が委嘱する。

- （1）教育委員会委員
- （2）大学、研究機関・企業の実務担当者など教育に関係する分野の会員

3 本条 2 項の人数は合わせて 10 名ないし 15 名とする。

4 小委員会の円滑な運営を図るため、小委員会の下には、WG、タスク等を置くことができる。

（委員長）

第 4 条 小委員会の委員長（以下、「委員長」という）は、教育委員会委員長が任命する。

2 委員長は、小委員会を招集し、会務を総括する。

3 委員長は、議案に関し、教育委員会ならびに教育委員会の下に置かれた他の小委員会と必要に応じ情報の共有を図る。

（副委員長）

第 5 条 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

2 副委員長は、委員長を補佐する。

（幹事）

第 6 条 幹事は、委員のうちから委員長が指名する。必要に応じ複数名を指名することができる。

2 幹事は、委員長を補佐して会務を整理する。

(委員)

第7条 委員は、会務を処理する。

(任期)

第8条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(議事)

第9条 小委員会の議事は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 2 緊急もしくは小委員会が定足数に達せず不成立の場合は、メール審議により議決することができる。メール審議の運用については、教育委員会が定める「教育委員会メール審議細則」を準用する。

(委員以外の者の出席)

第10条 小委員会が必要と認めたときは、小委員会に委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聞くことが出来る。

(議事録)

第11条 小委員会の議事録は、幹事が作成し、議案ならびに議事経過の概要、決議の主文等を記載して、小委員会の承認を経て保存しなければならない。

(上部組織への報告)

第12条 小委員会の活動内容および議決事項は、委員長またはその代理者が教育委員会あるいは必要に応じて理事会に報告するものとする。

(改定)

第13条 本規約の改定は、教育委員会が起案し、理事会の承認を得るものとする。

附則

- 1 平成24年9月14日 第11回理事会承認，同日施行
- 2 改定履歴

① 平成28年8月18日 第1回教育委員会起案，平成28年9月29日 第3回理事会承認

附則

- 1 平成28年9月29日改定の規約は、理事会承認の日から施行する。